



## “ペットの飼い方に自信は持てますか？”

今回の「環境だより」では、最近、ペットに関するトラブルが増加し、環境保全課へも苦情や問い合わせ電話が多く寄せられます。中には、ペットのしつけは出来ていても、飼い主本人が社会のルールを守れていないケースもあるようです。

周りの人に迷惑をかけないように、飼い主の方は今一度ルールを再確認していただくよう、紹介させていただきます。

### ペットに関するトラブルと対応策

#### 【 犬を係留していない・首輪が外れている・散歩させる際にリードをつけていない 】

犬を飼う場合には係留するか、檻で囲うなど逃走しない方法で飼うことが義務付けられています。(犬の放し飼いは10万円以下の罰金刑に処される場合があります。)

放し飼いにしている飼い主の方には、お宅を訪問し直接指導を行っています。

散歩の際にもリードなどで係留することが義務付けられています。(長さが自在に調節できるリードがありますが、2メートル程度の長さまでで散歩するようにしてください。)

リードをつけていない犬の飼い主の方が特定できる場合、お宅を訪問するなどし、直接指導を行います。飼い主が特定できない場合は、あらかじめ把握できている散歩時間を見計らって、周辺を見回り、該当の方を指導しています。



#### 【 排泄物の処理を適切に行わない 】

ペットにも運動は大切ですが、散歩に行った際の排泄物の処理については飼い主が持ち帰り適切に処理することが飼い主の責任で、ペットを飼う上での最低限のマナーです。他人の土地や建物を汚すことはトラブルの原因となりますので必ず持ち帰るようにしてください。

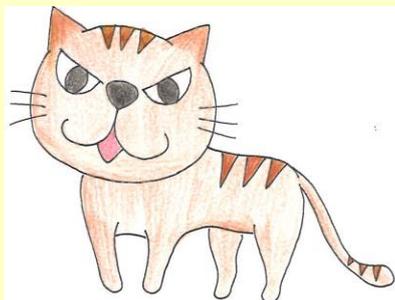
(※犬が排泄し、その場から除去しない場合は、愛媛県知事からの指導・勧告の対象となる場合があります。)

#### 【 近所の飼い猫が悪さをする 】

「〇×さん宅の飼い猫が悪さをしている」といった苦情があった場合は、飼い主が特定できるため、ご自宅を訪問し、直接指導します。猫については係留等の決まりはありませんが、他人の家や土地に侵入し迷惑をかける場合が多々ありますので、室内飼いを基本とする指導を行っています。

#### 【 野良猫が多くて困る・悪さをする 】

動物の苦情で一番多いのが、野良猫に対する苦情です。動物愛護法により野良猫は捕獲・駆除することはできませんので、この問題の解決には、地域住民が中心となって行う「地域猫活動」等が有効な



方法の一つとなっています。「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫を地域住民が中心となって給餌やトイレなど、ルールに基づいて管理し、不妊去勢手術を実施してこれ以上数を増やさず天寿を全うさせ、個体数を減らしていく活動のことを指します。この活動は地域の合意を得て、地域住民が主体となって地域全体で取り組んでいただき、行政・動物愛護団体等がそれぞれの分野で援助・支援を行います。

(お問い合わせは最終ページをご参照ください。)

## ペットを飼う上での注意事項

### 【 ペットを飼い始める前に家族でよく考える 】

ペットを飼う上で終生飼養が大前提となります。

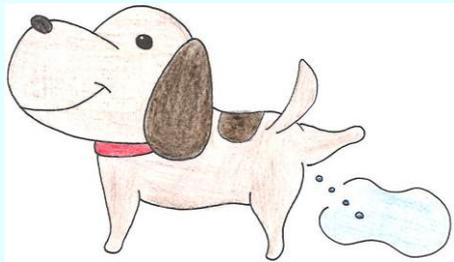
可愛いから・癒されるからと安易な気持ちで飼い始めるのではなく、飼い始めてからのしつけや世話がしっかりできるのか、各種予防接種など金銭面は大丈夫なのかなど家族とよく相談してから飼うようにしましょう。

飼い主もペットも動物ですので病気にかかります。

もしもどちらかが病気になった場合、世話ができなくなったから手放す、ペットが病気になったので手放すといったことはできませんので、ご自身の現況をよく考えてから飼うようにしましょう。



### 【 周囲への迷惑を考える 】



ペットを飼う場合、飼い主の方はしつけが出来ている・可愛いと思っていますが、飼い主以外の方はどう思っているのでしょうか？周りの方全員が動物を好きと思っている訳ではありません。

動物が嫌いな方もいることを自覚し、飼い方や散歩でのマナーを守り、周囲とのトラブルにならないよう注意して飼うようにしてください。

### 【 伝染病などの病気に対する知識を持ち、適切な「予防・治療」に努める 】

ペットの種類によってはいろいろな病気が心配されます。健康管理には飼い主が責任を持ち、人間と同じに早期予防・治療に努めましょう。

また、犬については、狂犬病予防注射を毎年1回受けることが義務付けられています。狂犬病予防注射を接種しない場合、20万円以下の罰金刑に処される場合があります。

### 【 犬を飼う場合は必ず登録する(鑑札の交付は受けていますか?) 】

犬を飼う場合は各市町村役場に届け出し、犬を登録することが義務付けられており、登録後に交付される鑑札は常時犬に着けておかなければならないとされています。

また、登録を怠ることや、犬に鑑札を着けることを怠った場合、20万円以下の罰金刑に処される場合があります。

なお、飼い主の中には、各団体からの血統書の交付により登録が完了したと勘違いされる方がおられますが、各市町村への登録と各団体への登録は全く関係ありません。役場で鑑札の交付を受けていない飼い主の方は必ず登録手続きを行うようにしてください。

### 【 繁殖制限に努める 】

ペットも家族と考え、不幸な家族を作らないためにも、不妊・去勢などの繁殖制限に努めましょう。町では犬猫への不妊・去勢手術の実施に対して手術費の一部に補助金を支給しています。この制度をぜひご活用ください。動物を捨てることは犯罪です、絶対におやめください。

### 【 放し飼いにしない 】



犬を飼う場合は係留するか、逃走しない方法で飼いましょう。

また、散歩の際にはリード・引き綱を付けましょう。長すぎるリードは他の方への迷惑となりますので気を付けましょう。

(長さが自在に調節できるリードは2m程度の長さまでで散歩するようにしてください。)

猫については係留等の決まりはありませんが、他人の家や土地に侵入し迷惑をかける場合が多々あるようです。習性を理解し環境を整え「室内飼い」に努めてください。

## 気を付けなければならない罰則規定

「狂犬病予防法（予防法）」や「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」などの法律・条例では様々な罰則規定が設けられています。代表的な飼い主の義務及び罰則を紹介しますので、ペットを飼う上でしっかり義務を果たしているか確認をお願いします。

義務	内容	罰則
犬の登録 (予防法第4条)	犬を取得した日から30日以内に市町村長に登録の申請をしなければならない。登録により交付された鑑札は犬に着けておかなければならない。	20万円以下の罰金
狂犬病予防注射の接種 (予防法第5条)	飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければならない。	20万円以下の罰金
動物の殺傷 (動物愛護法第44条)	愛護動物をみだりに殺したり、傷つけてはならない。	2年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金
動物の虐待・遺棄 (動物愛護法第44条)	愛護動物に対し、給餌・給水を怠り衰弱させたり、遺棄してはならない。	100万円以下の罰金
犬の係留 (県・動物愛護条例第9条)	飼い犬を人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で係留しておかなければならない。	10万円以下の罰金

◆犬の係留・登録について、日本国内では平成25年度に犬による咬傷事故が4,443件報告されています。(その内未登録・飼い主不明の犬が起こした事故が1,035件と約1/4を占めています。)愛媛県内では37件報告されています。

何れの事故も幸い人が死亡する事故には至ってはいませんが(人以外の動物が死亡した事故は29件)、中には土手を散歩中の犬のリードが外れ、飼い主以外の方にじゃれつき、びっくりした相手の方は土手から転び重傷を負ったケースや、田んぼの見回り中に同じくリードが外れた犬により怪我を負わされたケースなどがあります。

町内でも近年、未登録の犬が他人に怪我を負わせ、相手の方は仕事ができなくなったケースや、他の飼い犬に怪我を負わせ死亡させてしまったといった事故の報告があります。

民事事件となった場合は裁判により争う場合もあります。飼い主の不注意により、周囲の方に多大な迷惑をかけことのないよう、登録・注射・係留などの義務は守るようにしてください。

◆狂犬病予防注射の接種について、日本国内での犬などを含めた狂犬病の発生例は、人では1956年、動物(猫)では1957年を最後に発生がありません。(2006年に、海外で犬に咬まれ、帰国後発病し死亡した輸入症例あり、このような事例は1970年以降ぶりです。)しかし狂犬病は、日本、イギリス、オーストラリア等の一部の国々(洗浄地域は島国が多い)を除いて、世界のほとんどの地域で依然として発生しています。毎年1回は予防注射を接種するようにしてください。

# ペットは大切な家族の一員です

愛情と責任をもって大切に飼うようにしましょう

## 動物を捨てることは犯罪です

### 動物の遺棄は100万円以下の罰金に処されま

繁殖期を迎え、捨て犬・捨て猫の持ち込みが急増しています。持ち込まれた犬・猫のほとんどが殺処分されています。家族が増えて飼えなくなる前に早めの不妊・去勢などの繁殖制限を考えてください。

どうしても手放さなければならなくなった場合は、下記の引取り制度をご利用ください。放置したり捨てるのは絶対にやめてください。野良犬や野良猫になる等、他の方への迷惑となります。

#### 飼い犬・飼い猫の引取りを希望される方へ

○引取りは有料です。手数料が犬・猫1頭（匹）につき

生後91日以上・・・2,000円

生後90日以内・・・400円

※ 引取手数料は愛媛県収入証紙での納入となります。（現金不可）

○引取り窓口は役場環境保全課・日吉支所・愛治連絡所・三島連絡所にて、

**毎週木曜日午前8:30から10:00まで受付**しています。

（※上記指定日・時間帯以外での引取りは行っていません。

また指定日が祝祭日の場合も引取りは行っていません。）

※飼い続けることはできないか、家族内で話し合ったり、新しい飼い主を見つけることはできないかなど、もう一度努力してみてください。

**引取りは身勝手な飼い主の最終手段です。持ち込まれる理由や条件によっては引取りをお断りする場合がありますので、事前に役場環境保全課までご連絡ください。**

今回はスペースの関係で、野良猫対策に有効な「地域猫活動」について詳しく触れることができませんでした。お問い合わせいただければ資料等準備しておりますので、ご説明いたします。

お問い合わせは下記までお願いします。

○愛媛県保健福祉部薬務衛生課 089-912-2396

○愛媛県動物愛護センター 089-977-9200

○鬼北町役場環境保全課 0895-45-1111